

平成29年4月27日

玄海原発プルサーマルと全基を  
みんなで止める裁判の会 様

書類の送付について

いつも大変お世話になっております。

本日は、先日提出いただいた要望書に対する回答書をお送りいたします。回答が遅くなり大変申し訳ございません。なお、回答書は代表として玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会様にのみお送りしておりますのでご了承がいます。

今後とも、唐津市政にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

お問い合わせ

唐津市企画部市政広報課

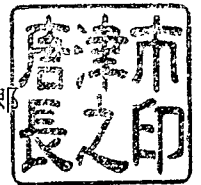
Tel 0955-72-9189

唐 企 市 第 1 5 6 号

平成 2 9 年 4 月 2 7 日

玄海原発プルサーマルと全基を  
みんなで止める裁判の会 様  
プルサーマルと佐賀県の  
1 0 0 年を考える会 様  
玄海原発反対からつ事務所 様

唐津市長 峰 達 郎



安定ヨウ素剤の事前配布に係る質問及び要請書について

(回答)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げますと共に、日頃より本市行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成 2 9 年 4 月 7 日付けで質問及び要請があった標記のことについて、次のとおり回答いたします。

市政を円滑に推進するためには、皆様のご理解とご協力が不可欠でございますので、今後とも、より一層のご協力をお願い申し上げます。

#### 1 質問・要請及び回答

##### 【質問】

##### (質問 1)

唐津市は離島への安定ヨウ素剤配布をなぜ政府に要請しないのか

安定ヨウ素剤の事前配布につきましては、万が一の原子力災害に備え、国の原子力災害対策指針などに基づき、玄海原子力発電所から概

ね半径5キロの地域（PAZ圏内）の住民の皆様を対象として、佐賀県と本市で行っています。

国の原子力災害対策指針では、安定ヨウ素剤は、基本的に5～30キロ圏内のUPZ圏内においては、事前配布を行うのではなく、平常時には、公的機関で管理し、原子力災害時の真に必要な場面で、住民に配布して服用していただくこととしております。離島においては、平常時は各離島診療所にて保管し、有事の際には、診療所の医師若しくは本土から市の職員が参じて配布することとしております。

ご質問の離島における事前配布についてでございますが、本市に属します7つの離島におきましては、6～15キロに位置することから、現在は事前配布の対象外の区域として設定しております。しかしながら、離島という地理的ハンデが大きいことから、万が一の放射能漏れの事故が発生した際に、悪天候等で本土に避難できない場合を考慮して全ての離島に一時避難する防護施設の整備を実施してきたところでございます。

また、これまで各離島の区長様若しくは島民の方から直接的又は間接的に安定ヨウ素剤の事前配布についてのご要望が市並びに県に対して寄せられたこともなかったため、前述の防護施設整備を重点的に進めてきたところです。しかしながら、今回、要請時におきまして離島の住民の方からの事前配布のお声があることをお聞きし、早速、県と離島配布への事前配布について協議を行っているところでございます。

今後は、定期的開催されている離島代表者会議におきまして、各離島の区長様のご意見をお伺いするなど事前配布について検討していく所存でございます。

（質問2）

国は幼稚園等への安定ヨウ素剤の事前備蓄や幼稚園に通っていない子どもたちへの事前配布を認めているのに、唐津市ははげ子どもたち

へ事前配布しないのか

安定ヨウ素剤は、通常は医師の診断のもとに治療等に必要な方のみ  
に使用される副作用のある医薬品です。安定ヨウ素剤の成分又はヨウ  
素に対し、過敏症の既往歴のある方は服用不適切者となっており、ま  
た甲状腺の病気の方、腎臓に障害のある方などの安定ヨウ素剤を慎重  
に服用する必要がある方などがおられるため、現在実施しているP A  
Z圏内の事前配布会におきましては、必ず医師の問診、薬剤師の説明  
のもとに配布しております。

保育園、幼稚園等に備蓄すること自体は可能ですが、緊急時に園児  
に服用させるためには、全ての園児について定期的に医師の診断が必  
要となり、また先生の間診、薬剤師の説明を園児は理解できないため、  
親御さんの同席が必要となります。また各園の先生方の安定ヨウ素剤  
への理解と協力が必要もさることながら、緊急時に服用させて良いと  
いう親御さんの同意も必要になると思われるなど多くの課題がある  
と思われます。従って、まずは緊急時において園児の皆さんを迅速、  
安全かつ確実に親御さんに引き渡すための体制づくりを行うことが  
必要であると思われます。

また、園に通っていない子供たちにも配布すべきではないかという  
ご質問でございますが、P A Z圏内の幼児につきましては事前配布の  
対象として、今回新たに3歳児未満のゼリー剤も含め参加された親御  
さんに配布しているところでございます。U P Z圏内の幼児を対象に  
配布するとした場合、当然配布説明会において親御さんの同伴も必要  
となり、お子さんの分のみを配布するという事は難しいと思われま  
す。

このため、U P Z圏内全体の事前配布の中で検討すべき課題と思わ  
れます。

【要請】

再稼働を認めるかどうかの判断前に以下の3点について実施を

(要請1)

全離島及び孤立する恐れのある地域の住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

質問1の回答に示しましたとおり、離島につきましては、区長様のご意見をお伺いするなど事前配布について検討していく所存でございます。

(要請2)

少なくとも30キロ圏内の学校・幼稚園等の要援護者施設への安定ヨウ素剤の事前配布

質問2の回答に示しましたとおり、児童生徒への事前配布につきましては多くの課題がありますので、市としましては、緊急時に迅速、安全かつ確実に子どもたちを保護者に引き渡す体制づくりが先決と考えております。

(要請3)

幼稚園等に通っていない子どもへの安定ヨウ素剤の事前配布

質問2の回答に示しましたとおり、乳幼児への事前配布につきましてはUPZ圏内全体の事前配布の中で検討すべき課題と考えております。

〔担当課：保健福祉部保健医療課〕